第318回入札監理小委員会
議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第318回　入札監理小委員会議事次第

日　時：平成26年5月29日（木）15:46～17:12
場　所：永田町合同庁舎１階　第３共用会議室

１．事業評価（案）等の審議
　○　総務省情報通信政策研究所施設の管理・運営業務（総務省）
　○　永田町合同庁舎の管理・運営業務（内閣府）

２．実施要項（案）の審議
　○　漂着ごみ対策総合検討業務（環境省）

３．その他

＜出席者＞
（委　員）
　稲生主査、石田専門委員、石村専門委員、清水専門委員、小松専門委員

（総務省）
　情報通信政策研究所総務課　腰塚課長、成瀬課長補佐、松葉係長

（内閣府）
　大臣官房会計課　小松参事官、吉田係長

（環境省）
　水・大気環境局海洋環境室　坂本室長、三枝係長

（事務局）
　新田参事官、金子参事官

○稲生主査　それでは、ただいまから第318回入札監理小委員会を開催いたします。

本日は、「総務省情報通信政策研究所施設の管理・運営業務」の実施状況及び事業の評価（案）、内閣府の「永田町合同庁舎の管理・運営業務」の実施状況及び事業の評価（案）、環境省の「漂着ごみ対策総合検討業務」の実施要項（案）についての審議を行います。

はじめに、「総務省情報通信政策研究所施設の管理・運営業務」の実施状況及び事業の評価（案）について審議を行います。

まずは、事業の実施状況について、総務省情報通信政策研究所総務課腰塚課長より御説明をお願いしたいと思います。説明は５分でお願いします。

○腰塚課長　情報通信政策研究所総務課長の腰塚と申します。よろしくお願いします。

それでは、御説明させていただきます。

私どもの事業内容としては、情報通信政策研究所の管理・運営に係る業務のうち、施設の点検及び保守、清掃、執務環境測定、施設警備を行うというものでございます。

委託期間としては、平成24年４月１日から27年３月31日の３年間でございます。

受託企業は、代表企業として、日東カストディアル・サービス株式会社。運営会社として、株式会社KSP・EAST（平成25年７月１日付第一総合警備保障株式会社より名称変更）、株式会社小川工営にお願いしてございます。

契約金額は、３年間税抜きで92,040,000円で進めさせていただいております。

「受託事業者決定の経緯」としては、官民競争入札等監理委員会の議を経て定めた総務省情報通信政策研究所の管理・運営業務民間競争入札実施要項に基づき、民間競争入札を実施し、受託者を決定いたしました。

入札参加者としては、企画書提出者は３者でございまして、そのうち１者が基準を満たさずに、２者により総合評価を実施し、請負者の日東カストディアル・サービスに決定した次第でございます。

この際、資料請求というか、取りに来ましたところは18者ございました。

それから、「確保されるべきサービスの質」については、目標というか、達成すべき管理・運営業務の質の状況及び確保すべき水準の達成状況の評価については、施設利用者アンケートの結果、及び業務報告書の内容から、いずれの項目も目標を達成しているということでございまして、評価できるというふうにしてございます。

民間事業者の改善事項の提案と実施状況がございまして、CO_2削減のため、施設の冷暖房の稼働方法等の提案がございまして、削減目標を達成することができ、有効であったと考えてございます。

それから、実施経費についての評価でございます。本業務のうち、平成24年度及び25年度に実施しました経費は、60,579,000円でございまして、単年度当たり30,289,000円ですけれども、民間競争入札前に要した経費41,374,000円（平成20年度実施経費）に比べて、金額として11,085,000円、率にして26.8％の経費が削減できたということでございます。

全体の評価としては、本事業の実施に当たり、目標として設定された確保されるべきサ

ービスの質・水準について、いずれも目標を達成していること、また、実施経費についても、従来実施に要した経費に比べ、削減されている等々ございまして、評価できるということにしております。

また、実施に当たり、民間事業者の創意工夫もあり、非常によくできていると考えております。

今後についてでございますけれども、本事業は、質・水準も目標を達成し、経費についても削減ができている良好な状況と考えております。当所においては、民間競争入札実施要項作成に関する事項、落札者の選定及び事業評価に至る過程について審議し、意見を具申する機能を有する市場化テスト評価委員会の設置もなされておることから、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」に基づく新プロセスに移行した上で、本事業を実施することといたしたいと考えてございます。

なお、次期の業務の実施に当たっては、26年度より、統計研修所との施設の共同利用が実施されることに伴い、業務量の増加が見込まれ、その概要がお配りした別紙になってございます。ちなみに、補足になりますけれども、その量が増えるというのは、私どもの情報通信政策研究所の研修生は、職員対象で運営しておったのですけれども、今度一緒に施設共同利用の統計研修所は、総務省の職員ではなく、外部の職員ということでございまして、セキュリティの考え方、研修実施の方法が、私どもの研修時間とはずれていること、並びに、研修対象の人数が多い点、それから、私どもは、研修実施に当たっては、入寮が前提で入っているのですけれども、統計研修所は、任意に希望者が入るというようなことがございまして、大体３割ぐらいが入寮されて、残りは通いという格好での運営になってございます。ですので、当然、その中に書いてございますけれども、警備体制、警備員の配備も時間が延びたりします。また、共同利用開始に伴い、スペースの改修といいますか、今まで、オープンスペースなり、教室として使用していたところを事務室等に改装して取り組んだというようなことがございまして、それに伴う、例えば警備の話、清掃等の関係ですね。寮の清掃、居室スペースの清掃とか、その点が増えるのが変更概要でございます。それらを考慮しましても、包括化することにより、今後とも、サービスの質の向上及び経費の削減が見込まれるということで、新プロセスで続けさせていただきたいと考えてございます。

ちょっと手短ですけれども、以上です。

○稲生主査　御説明ありがとうございました。

続きまして、同事業の評価（案）について、内閣府より説明をお願いします。説明は５分程度でお願いいたします。

○事務局　事務局より御説明を申し上げます。お手元の資料Ａに基づきまして御説明いたします。

業務内容は、先ほど御説明ありましたとおり、東京都国分寺市にあります総務省情報通信政策研究所館内の管理・運営業務でございます。

契約期間は、平成24年４月１日から平成27年３月31日。ちなみに、これは２期目でございまして、１期目がその３年前からの３年間でございました。

「確保されるべきサービスの質」については、先ほど御説明いただいたとおりでございます。

ページめくりまして、２ページ目にまいります。

「受託事業者決定の経緯」ということで、入札参加者は３者。２者が企画書での評価基準を満たしており、金額の条件については、開札したところ、２者とも予定価格内ということで、この２者の比較で受託者が決まったという次第でございます。

続きまして、「評価」にまいります。

「対象公共サービスの実施内容に関する評価」で、（１）及び（２）で３点述べさせていただいております。いずれも満たしておりまして、確保すべき質は達成しているという評価を下しております。

続きまして、民間事業者からの改善提案ですけれども、３点ございまして。CO_2の削減、消防訓練での避難誘導方法の提案、修繕に関する発見及び提起ということで、内容も多岐にわたる内容をそれぞれ指摘及びアドバイスをいただき、民間事業者の創意工夫も導入できたと評価をしております。

続きまして、実施経費に関する評価でございます。金額の単純比較で、民間競争入札の前と比べまして、年間の金額で1,100万円強、削減率26.8％の減ということで、達成をしております。

先ほどの御説明がありましたように、建物、館内の機能強化に基づきまして、平成20年度以降、ちょうど21年から第１期が始まっておりますが、追加の業務及び経費が発生しておりまして、それを加味すると削減率は上がるということで、28.7％減という数字になります。

以上をもちまして、評価のまとめということで言いますと、サービスの質及び経費の節減、両方とも達成しています。及び、民間事業者からの提案の創意工夫も導入できているということで、良好であると判断を下しております。

以上をもちまして、今後の事業については、新プロセスへの御提案をさせていただきたいと思います。

先ほど、総務省から御説明がありましたように、実施要項をつくるに当たりまして、当然、変更箇所が出てまいりまして、それが参考資料という形で、Ａ４の１枚でお渡しをさせていただいています。基本的に、内容をごらんいただきまして、ぜひ委員の皆様に御理解をいただければと思いますが、数が増えるとありますが、全く新しい業務が増えるというわけではありませんので、全然違う業務が全く入るというところではないので、実施要項を一から見直さないといけないというわけではなくて、新プロセスでのお取組を御理解いただければというところが趣旨としてございます。

御説明は以上でございます。

○稲生主査　ありがとうございました。

それでは、ただいま御説明いただきました事業の実施状況及び事業の評価（案）について、御質問・御意見のある委員は、御発言をお願いしたいと存じます。

○清水専門委員　この業務の中身を見ると、１期目と３期目が少し変わってきているのですが、これは、経費の方の比較が、20年との比較で1,100万円くらい下がっているという御説明になっていますが、この20年の頃から時系列で見ていった時に、その業務は変更がなくて、ここの期に来て変更になったという見方で良いのですか。

なおかつ、御説明の４ページの「実施経費の状況及び評価」で、21年度から23年度の36か月間は9,600万となっています。ここと比較すると、別に一千何百万も下がっているわけではないので、そうすると、業務の中身との関連で見ないと、よくわからないというところがあって、御質問しています。

新プロセスに移行することを批判しているわけではなく、そこのところを的確に説明していただけると、わかりやすいかなと思います。

○松葉係長　資料１の４ページになります。こちらの「実施経費の状況及び評価」で、最初の１期目と２期目の追加事項が、（補足）でうたっております。１期目と２期目については、この分が追加になりまして、今度、２期目と３期目については、別紙の方で追加になる項目が新たに発生したという内容になります。

○清水専門委員　ということは、これは増えたり減ったりというか、一方的に減って経費が減ったということではなく、増えるものもあって、トータルで考えて良いと、こういうことで良いのですね。

○腰塚課長　そうです。

○事務局　業務を追加しているけれども、それでもって更に下がっているという意味です。

及び、３期目については、統計研修所の業務で、別契約になっているものも足すという意味ですので、これは業務が増えるという、そういう意味合いでございます。

○清水専門委員　わかりました。

○稲生主査　この他にいかがでしょうか。

基本的には、先ほどの説明にありましたが、質の面と経費削減の面でパフォーマンスが良かったものであるということで、そのことを以て新プロセスに行くことに関しては、恐らく委員の先生方も御異論はないだろうと考えております。

そうは言っても、今度の３期目で、先ほど、別のペーパーで比較表をいただいておりますが、かなり業務量が増えるのではと。量もかなり増えてくると、ある種、質を伴ってくる部分もあるかと思いまして、もちろん新プロセスということですので、我々も一定の関与をさせていただくのですが、こういった要項に関しては、ある意味では自主努力でいろいろ中身を設定いただくということになろうと思いますので、その辺、業務量の増加に伴うきめの細かい対応をいろいろと盛り込んでいただく必要はあると思っています。

この他、いかがでしょうか。

○小松専門委員　アンケートのところで、「不満足」が30％以下ということですが、これは、答えが「満足」、「普通」、「不満足」ということになっていて、これは、「不満足」30％以下ということ、２％しか「不満足率」はなかったということでしょうか。
○松葉係長　平均して２％で、実施状況報告書の一番最後のページ、６ページで、個々の項目の「不満足」を示しております。
○小松専門委員　30％が基準で、２％、１％はほとんど問題ないと思うのですが、その下に、少し言い訳みたいなことが書いてあるので、疑問に思ったのですが、要するに、「不満足」の理由は、CO_2削減目標の関係だということで、「受託事業者の責任によるものではない」と、わざわざ書いていますね。しかし、２％か１％だったら、このようなことは書かなくても良いのではないかと思います。
○腰塚課長　事業者の責に帰するのではなく、事業者はちゃんとやってくれているけれども、「満足」じゃないという意見が出たのはこういうことだということで、一応念のため書かせていただきました。
○小松専門委員　空調の温度設定は、必ず不満の方がいます。暑過ぎるとか、寒過ぎるとか、100％満足ということはあり得ないので、その辺をどのように理解するかですが、あえて書かなくても良かったのではないかと思います。「普通」まで「不満足」だというふうに入れてしまうと、27とか23とか非常に大きな数字になるので、そうすると、少し言い訳が欲しいという気はわかるのですが。２とか１だったら、要らないのではないかという気がします。
○稲生主査　他によろしいでしょうか。
　それでは、時間となりましたので、「総務省情報通信政策研究所施設の管理・運営業務」の事業の評価（案）等に関する審議は、これまでとさせていただきたいと思います。
　事務局から、何か確認すべき事項はございますか。
○事務局　特にございません。
○稲生主査　それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえて、事務局から監理委員会に御報告いただきますようお願いいたします。
　本日は、どうもありがとうございました。
○腰塚課長　ありがとうございました。
（総務省退席、内閣府入室）
○稲生主査　続きまして、内閣府の「永田町合同庁舎の管理・運営業務」の実施状況及び事業の評価（案）等について審議を行います。
　まずは、事業の実施状況について、内閣府大臣官房会計課小松参事官より御説明をお願いしたいと思います。説明は５分程度でお願いいたします。
○小松参事官　よろしくお願いいたします。
　この当永田町合同庁舎の管理・運営業務ということで、市場化テストの２期目の最終年度に入っております。いろいろな意見があると思いますけれども、一応事業の実施状況に

ついて、担当から説明させていただきます。
○吉田係長　それでは、私、大臣官房会計課管理係の吉田と申します。私から御説明をさしあげます。
まず内容としては、永田町合同庁舎の管理・運営業務という形で、24年度から第２期目をスタートさせていただいております。お手元の資料で御説明をさせていただきますが、実施の内容としては、２ページ目と３ページ目が項目出しをさせていただいておりまして、特記としては、３ページ目の一番上から２段目、窓ガラス清掃と、４ページ目の項目出し３番目、自動扉点検、こちらが第１期からの追加という形で、事業者からの提案があった上での追加業務となっております。その他は、第１期と変わらず実施させていただいているところであります。
５ページ目の３．に、「民間事業者からの主たる改善提案に関する実施状況」を特出しで記載させていただいておりますが、２期目ともなりまして、事業者から非常に前向きな取組をしてもらっているところでありまして。その中でも、まず１番目として、夜間及び休日などの来館者に対する入館方法の改善提案については、夜間・休日など、正面玄関を開放しておりますと、職員なのか、来館の者なのか、そこの区別がつかないため、守衛も現場確認という形でちょっと手間取っているところがあったため、脇の電気錠のところに統一することで、セキュリティを１か所でできることになって、こういった面の改善が図られたことを記載させていただいております。
次に、建物内の危険箇所のサイン表示。これまではなかったのですけれども、具体的に言えば、昇降機扉の挟まれ防止、危険表示、例えば電気関係設備のフロアに関しても、サインを張りつけるなどして、職員の安全に対して向上を図ったということがございます。
次に、老朽化した電力監視盤等の更新。こちらも大分経年していたものに関して、どういった形で更新ができるのか、どういった形で更新した方がよいのか、そういったことを提案及び原案を作成することによって、故障箇所の未然対応等が図られるための更新を行ったということがあります。
４番目として、節電関係にも反映されているのですけれども、設備のスケジュール管理を、具体的に申しますと、オン・オフは当然あるのですが、もう一つ、オフの設定を行うことで、消し忘れ、使ってないところにずっと空調が入っているようなことをなくすために、こういった設定を行って、節電の効果を行いました。
次に、清掃方式の改善。こちらは、従来どおりの原則でいきますと、就業時間後、執務室の掃除に入る際は、職員の方の立ち会いを要していたのですけれども、ここをフレキシブルに日程を組み込んで、職員等の拘束時間を減らすという形の就業の環境も図ったといったところでございます。
実施内容としては、特出しさせていただくのは以上のようなところになりますが、最後に、実際に要した経費という形で、６ページのⅢに記載させていただいております従来経費、17年から19年という形で記載させていただいておりますが、３年間で1,500万の削減が

図られております。これは効率的な業務運営が実施されているということで、こちらも考えておりまして、非常に評価できると考えております。

実施状況については以上で、こちらからの報告とさせていただきます。

○稲生主査　ありがとうございました。

続きまして、事業の評価（案）等について、内閣府より説明をお願いいたします。説明は５分程度でお願いします。

○事務局　資料Ｂに基づいて、評価（案）の御説明をさせていただきます。

まず３ページですけれども、「評価」についてでございます。

「対象公共サービスの質」ですけれども、「快適性の確保」について、アンケートの各調査項目は、24年度調査における事務室内の空気環境及び照度に対する満足度を除き、要求水準である80％を上回っております。この結果については、24年度に要求水準を下回っておりますけれども、省エネを踏まえた照明の間引き対応及び建物老朽化による冷暖房設備の非効率さが要因と考えられますので、受託事業者の責めに帰すべきではないということで、対象公共サービスの質は確保されているものと評価しております。

続きまして、「品質の維持及び安全性の確保」についても、確保されるべき質として設定された目標は達成したものと評価できます。

「環境への配慮」については、こちらも受託事業者の提案として、節電対策に取り組むなど､温室効果ガスの削減に努めており､達成すべき質は確保されたものと評価できます。ただし、24年度、25年度の総排出量が、13年度総排出量に比べて、いずれも増加しておりまして、内閣府が掲げる目標を満たしておりませんが、その要因は、13年度以降、省庁再編等を踏まえ新組織が多数入居し、電力使用量が増加したことによるものでありまして、受託事業者の責めに帰すべき内容ではないと考えております。

続きまして、次のページですけれども、受託事業者の創意工夫の例として、こちらに掲げておりますとおり、さまざまな提案がなされておりまして、さまざまな面で業務の質の向上が図られており、この点においても評価することができると考えております。

続きまして、実施経費でございます。本事業の実施経費は、３年間で91,350,000円でございまして、１年間当たり30,450,000円となっております。従来の実施経費に比べて、約5,118,000円の経費が削減されているという状況でございます。

最後のページ、５ページですけれども、「今後の事業」について、本事業は、実施期間中に業務に係る法令違反行為等がなく、実施状況について外部の有識者によるチェックを受ける仕組みを備えております。また、達成すべき公共サービスの質は確保されており、経費削減についても効果を上げているという状況でございます。

応札状況については、２期目において１者応札となっておりますけれども、１期目には６者の応札があったところでございまして、実施要項についても、監理委員会の審議を２回経ており、応札を過度に制限するような入札参加資格等は設定されておらず、応札に必要な情報も十分に開示されていることから、競争性を阻害するような内容とはなっていな

いと考えております。

このように、直近では１者応札となっておりますけれども、従前からの経緯等について考慮の上、総合的に判断いたしますと、本事業は、事業全体を通して、概ね良好な実施状況であり、競争性の確保に向けても着実に取り組んでいることから、監理委員会の関与がなくても引き続き適切に実施されることが見込まれると考えております。したがいまして、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」に基づき、今期をもって市場化テストを終了することが適当であると考えられます。

なお、市場化テスト終了後の事業実施ですが、確保されるべき公共サービスの質については、民間事業者の責任範囲を踏まえ、より一層適切な目標値の設定を行うよう留意する必要があるということでございます。また、今回の１者入札という結果を踏まえまして、競争性確保の観点から、参入が見込まれる民間事業者に対してヒアリングを行うことや、情報開示のさらなる充実化、新規事業者が十分な準備期間を確保できるような入札スケジュールの設定など、多くの民間事業者の入札への参加を促す必要があると考えてございます。

評価については、以上でございます。

○稲生主査　御説明ありがとうございました。

ただいまいろいろとお話しいただきました事業の実施状況及び事業の評価（案）について、御質問・御意見のある委員の先生方は、御発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

今回は、御説明ございましたが、対象公共サービスの質は、基本的には満たされている。ただし、施設の老朽化などがあって、これは事業者の責めに帰すべきではない、満足度が高い、例えば照度の問題、空調環境の問題など、この辺のお話があったことと、あとは、内閣府を取り巻く環境がいろいろ複雑に変化をして、新しい組織がどんどん入ってきて、当初予定していたところよりも、環境への配慮がなかなか難しくなってきていて、最終的に内閣府の目標を達成できなかったけれども、これもある種、仕方がない事情だということで、事業者の責めに帰すべきものではないということで、総じて見れば、対象公共サービスの質は保たれているという御判断があったと思います。

それから、創意工夫についても、６点、先ほど特出しという形でいろいろいただきましたけれども、いろいろと工夫をされているということで、これも評価に値する。

それから、３点目の実施経費ですけれども、14.4％の経費削減ということで、これは２桁台のかなり大きな経費削減ということで、全体的に見れば、パフォーマンスに関しては問題なかったということだと思います。

それで、今後どうするのかという話になるわけですが、市場化テストを終了して良いかということで、懸念というか、若干引っかかっているのが、今回１者応札になってしまったということで、これをどう捉えていくかということですね。ただ、市場化テストの終了の場合には、競争性の問題、経費、こういったことを総合的に判断するということもあり

ますので、こちらとしても、また、内閣府の事務局も、両方とも、総じて見れば、問題はないだろう。つまり、競争性は阻害されていないのだという結論になっております。

これでよろしいかどうかということですが、委員の先生方いかがでしょうか。もしよろしければ、御意見をいただければと思います。

私の意見ですが、最終的な形としては、終了もよろしかろうと思いながら、事務局で情報を若干整理して欲しいところがありまして。１者応札が依然として気にかかっていますので、これまで１者応札で競争性がないということで終了させなかった案件、それをもう一回見ていただいて、例えば、経費の削減状況と応札状況について。つまり、１者応札が続いている、いないとか、その辺が比較できるような情報をいただいて、今回本当に実質的に見て競争性が働くと言えるかどうか。あるいは、経費も、今まで我々が認めなかったものに対して、例えば20％ぐらい削減しているけれども、１者応札ということで、終了を認めなかったようなケースもあるかもしれませんので、その辺の洗い出しをしていただいた方が良いと思います。総合的に判断すると言っても、恣意的な運用はできないものですから、いろいろバランスよく見た上で、１者でも、今回は問題ない。特に２期目において、１期目は６者もあったものですから、それで大丈夫だというようなことで落ち着けるかどうか。私の中ではまだ判断しかねているところがありますので、もう少し情報をいただければと思います。

○事務局　そこは監理委員会のこれまでの状況を分析しまして、委員の先生方にお知らせするようにいたします。

○稲生主査　そうですね。

この他、先生方いかがでしょうか。

○小松専門委員　この規模の案件は割にたくさんあるのだろうと思うのですね。そんなに大き過ぎてやりにくいとか、特殊な要因があるとかというような話では多分ないだろうと思うのです。ですから、たまたまタイミングの問題、それから、競争相手が誰になりそうかというのを見ていると、少し応札する側としてはいろいろ考えるとか、いろいろな事情が多分働いて１者になってしまったのだろうと思います。ただ、逆に、この１者が継続してもし取り続けて、仮にですが、契約金額が上がるようなことがあれば、今度は狙い目だということで、他の事業者が参入してくる可能性も出てくるだろうと思いますので、２期目で１者だったからについては、心配する必要はないのではないかと私は思っております。

○稲生主査　この他いかがでしょうか。何か御意見、コメントがございましたら、いただければと思います。

○小松専門委員　あと一点、二酸化炭素の排出量の問題で、人が増えたということなのだろうと思うのですね。どのくらい増えたのですか。

○吉田係長　13年度当初、省庁再編の際に、組織が入れ替わった際には、内閣府の現員としては約70名だったのですね。平成25年度の現員調査では370名ほど。

○小松専門委員　最初ここには70人しかいなかった。

○吉田係長　はい。平成25年度には370名です。
○小松専門委員　ということは、昔は使ってなかったような部屋がもしかしたらたくさんあって、そこは空調を止めていたけれども、今度使われるようになって、空調をやるようになったとかそういうことはありますか。
○小松参事官　簡単に経緯を申し上げますと、平成13年の省庁再編の間際に、その前の年度に、財務省（当時大蔵省）の理財局から、内閣府が管理省庁になりなさいということで、大改修をしたのですね。大改修して、内閣府の新しい組織が来る。その準備をしていて、13年１月６日に省庁再編。そのレベルが、今の70名。そこから、改修が終わる都度、徐々に１年以上、大体２年近くかかりましたが、だんだん埋まっていったという歴史がちょっとありまして。それで、今日に至っております。その間も、いろいろな組織の改編で入れたり出したりというのがちょっとありまして、今は満杯状態になっているということですね。
　今後、お聞きになっているかどうかわかりませんけれども、自民党の行革推進本部の中で、我が内閣官房、内閣府の業務の肥大化が問題になっていまして、その見直しをかける。いつ答えが出るかわかりませんけれども、それによってはここのいろいろな部局の入れ替えもまた出てくる可能性もあります。へたをすれば空くスペースが出るかもしませんけれども、内閣府の特性なので、何とも言えません。そういうことです。
○小松専門委員　そういうことを考えると、16％削減なんてとても不可能だから、増加量がそれほどでもないなというところで見ると、結構優秀なのではないかと思うのですね。だから、今、建物全体で見てしまっているからこういう話になるのですが、例えば、その中にいる人一人当たりではどうかとか、何かそのような、人員増加による影響をうまく差し引くというか、換算して評価できるような方法が本当は要るのではないかと思います。
○小松参事官　一番難しいのは、発足当初の時のエネルギー負荷が、例えば、全館空調が回っていたのか、それとも個別的にやっていたのかが、今ちょっと実績がわからない状態になっていますので、分析に入れば、ある程度想像の域を脱しない部分は出てくると思うのですね。今、先生がちょっとおっしゃったような、一人当たりのそういった分析がもしいろいろな角度から見て可能であれば、ちょっといろいろ検証したいなとは思います。
○小松専門委員　大体人間１人100Wという負荷を昔習いましたが、200人以上増えているわけですから、それで２０KW増えているということですからね。
○小松参事官　今、新しい庁舎８号館ができましたけれども、照明一つとっても、負荷の少ないLEDにみんなになっていますので、こういったところも大改修する時には、だんだんLEDにしていけば、二酸化炭素の話もちょっと低減できるのかなとは思っています。
○稲生主査　よろしいでしょうか。
　それでは、時間となりましたので、「永田町合同庁舎の管理・運営業務」の事業の評価（案）等に関する審議は、これまでとさせていただきたいと存じます。
　事務局から、何か確認すべき事項はございますか。

○事務局　特にございません。
○稲生主査　それでは、若干宿題が残っておりますけれども、御協力いただければと思っております。
それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえて、事務局から監理委員会に御報告いただきますようお願いします。それに先立ちまして、先ほどの情報をいただいて、委員の皆様にご覧いただくというプロセスを経たいと思います。
本日は、どうもありがとうございました。
（内閣府退席、環境省入室）
○稲生主査　続きまして、環境省の「漂着ごみ対策総合検討業務」の実施要項（案）につきまして、審議を行います。
本日は、環境省水・大気環境局海洋環境室坂本室長に御出席いただいておりますので、実施要項（案）の内容等について、御説明をお願いしたいと思います。説明は15分程度でお願いいたします。
○坂本室長　よろしくお願いいたします。
まず、実施要項の３ページをごらんください。
１．の対象公共サービスの詳細な内容等でございます。（１）「本業務の目的」ですが、平成21年７月に議員立法によりまして、今ここに書いておりますとおり、「美しく豊かな」ということで、海岸漂着物処理法と私ども申しておりますが、これが施行されております。
そして、漂着ごみ対策を適切に進めていくために、この調査において、我が国の海岸に存在いたしますごみの現存量・分布状況等を把握するということをやってきております。また、法律にも書かれていますけれども、ただ単に回収・処理をするのではなくて、発生源について、できる限り抑制をしていこうということで、発生抑制対策を併せて行っていくことを、この事業の中でも行っております。
それから、今年度新しい事業として、ここに加えているものが、微細化したプラスチック等の漂着ごみが海洋環境に与える影響についても把握・整理していこうということにしております。微細化したプラスチックについては、大きなプラスチックは海にぷかぷか浮いて、クラゲみたいな形で、亀が食べたり、その他の魚が食べると言われているのですけれども、物理的影響もしくは化学的な影響によりまして、プラスチックがどんどん微細化していくと。微細化していきますと、亀ではなくて、実はプランクトンが食べたりするということもございますし、それから、微細化すると、活性炭ではございませんけれども、表面積が莫大に増えてまいります。そうすると、海洋におけるPCBとかDDTとか、いわゆる有害物質を吸着する機能が非常に優れているということでございまして、そういった有害物質を吸着したこの小さなビニールとかプラスチックを食べると、よけいに動植物に影響が出てくると。小さな生物が食べると、食物連鎖でどんどん大きなものが食べていって濃縮していくというような話もございまして、そういったものをきっちり押さえていこうというのが本調査の目的でございます。

あとは、発生抑制対策に関連して、全国でどのような形で、ごみを捨てない、もしくはごみを捨てないような子供たちをつくっていこうかということで取り組んでおられます。そういった優良事例を収集・整理し、そういったものを取りまとめて、また、全国の皆様にお知らせしていくというようなこともこの事業の目的でございます。

続いて、（２）の「本業務の概要」でございます。

まず１つ目が「漂着ごみに係る調査」で、我が国、私ども昨年度の事業で算定いたしましたけれども、大体ある瞬間で見た時に、15万トンぐらい海岸にごみがあるであろう。ということで、そういったものについて、毎年毎年把握していって、一方で、回収・処理ということで取り組んでおりますので、そういったものがどのような効果があるのかというようなこともやっております。

また、地理的な分布についても、私どもこれによって調査をしていくことにしておりまして。全国で７か所ぐらい定点観測を行っております。その中で、漂着ごみが毎年１回回収をいたしまして、必要に応じて２回ぐらい回収するのですけれども、その中で、どういったごみがあるのか。プラスチックごみが多いのか。もしくは、その他のタイヤとかが多いのかとか、そういったものの組成を調べているところでございます。

続いて、２つ目が「原因究明・発生抑制対策に係る調査」でございまして。これについては、できる限り発生抑制をしていくためには、子供の教育が一番大事だろうと、長期スパンはかかりますけれども、そういったことの観点から、愛知県田原市において、学校の先生方に集まっていただいた会議をここ２年ほど続けております。引き続き、先生方がどのような形で、更に前に進んでいただいているのかというようなことについて、今回、また、この調査を行わさせていただこうと思っております。

それから、「漂着ごみ等生態系影響把握調査」については、先ほどお話しいたました微細化したプラスチックがどんな悪さをするのかということを調査させていただきます。

次のページへ行かせていただきます。

それから、集めた資料については、検討会を開催し、あとは、報告書をつくるというような形でございます。

（３）の「確保されるべき対象公共サービスの質及び水準」ですが、サービスの質を確保すべき事項としては、ここの表にございますが、本事業の結果が今後の業務の参考になるかというのが、一つの確保すべきことだと考えておりまして。やり方としては、全国に沿海都道府県39県ございます。39県にアンケートを行おうということで、30ページの別紙２をごらんいただきますと、少し簡単なアンケートですが、実は初めて行うところでございますので、このようなアンケート用紙をつくらせていただいております。ごらんいただきますと、まず１つ目に、「貴自治体の今後の業務の参考になりましたか」ということで、括弧内にチェックを入れていただくというもので、「大変参考になった」、「参考になった」、「あまり参考にならなかった」、「参考にならなかった」ということで、これにチェックを入れていただこうと考えております。

２つ目が、「１．の質問で①、②と答えた方への質問です」ということで、「特に、参考になった項目は何ですか？」ということで、同じように、３つについて「複数回答可」でチェックを入れていただくと。これは、「参考になった」という方だけのアンケートになりますので、３つ目で、参考にならなかったとか、だめだねという方々について、一番大事な意見だと思っておりますので、ここに手書きで自由記入をしていただきまして、それを次の調査の組み立て、もしくは報告書の取りまとめに生かしていければと考えておる次第です。

元に戻らせていただきます。

次に「契約の形態及び支払」については、請負契約という形で進めさせていただきます。

実施期間については、今回、９月の末から３月末と考えております。

「入札参加資格に関する事項」については、共通の項目でございますので、割愛させていただきます。

それから、５ページの４．でございます。「入札に参加する者の募集に関する事項」でございます。（１）ですが、「入札の実施手続及びスケジュール（予定）」ということで、このような形で組ませていただいております。平成25年度、昨年度においては、私ども、入札公告から入札書類提出期限までについて、昨年は、実は一般競争入札だったのですが、これについて18日程度置かせていただきました。今回、１週間延長という形で、25日という形にさせていただいております。それから、プレゼンテーション以下についても、少し長めにさせていただきまして、一般競争入札では６日であったものが19日という形で整理させていただいております。環境省の規定としては、実のところ、平成26年は18日だったのですが、これも実は１者応札が続いたものですから、５日間延ばして18日とした次第で、環境省が一般的にやっているのが13日です。また、今回、更に少し延ばさせていただいたというところがございます。

入札書類については、共通のものでございますので、次のページに行かせていただきます。

６ページです。５．の「対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項」でございます。これについては、落札者の決定については、提案書による評価と入札価格に対する評価を総合した、総合評価方式によっております。評価項目の一覧表については、36ページの別紙４をごらんください。

36ページの別紙４でございます。このようなところでございまして、基礎点と加点という形で分類をさせていただいております。１．の「実施計画」から、２．「実施体制」、３．「個別業務の実施方法」、４．「その他」ということで、それぞれ小分けにしたもので、基礎点・加点を行っていくという形になります。

元に戻ります。

６ページの５．の（１）をごらんください。「落札者を決定するための評価基準」でご

ざいます。内訳として、技術評価点を、全体として200点満点とさせていただいております。技術評価は、提出された提案書の内容が、本業務の目的・趣旨に沿って、実行可能なものであるかということが基礎点として、必須項目審査となります。また、更に、よいものであるかということで、加点項目審査として、加点をさせていただくということで、（ア）のとおり、必須項目の基礎点を50点とさせていただいております。提案には、基礎点を、先ほどごらんいただいた必須項目について、全て満たしている場合において50点を与え、全てを満たしてない場合は失格という形にさせていただいております。

７ページをごらんください。冒頭でございます。

加点項目の審査ですが、加点を150点という形にさせていただいております。加点項目一覧表の加点の対象とされている項目について審査を行いまして、効果的な取組について、同表の基準により加点を付与することとしております。

入札価格点については、点数を100点とさせていただいておりまして、全体で300点という形になります。加点項目審査150点が多いというのにつきましては、事業者の創意工夫についてできる限り私どもとしては評価し、点数を良いものにはつけていきたいことから、加点項目の部分についての配分を大きくしているところでございます。

続きまして、（２）「落札者の決定」については、これは共通のものでございますので、割愛させていただきます。

次の６．の「対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項」ですが、これについては、別紙５のとおりとなっております。別紙５は37ページにございます。こういう形で、私どもで従来の実施に要した経費とか、過去の事業に要した人員、そして、過去の事業に要した施設とか設備、それから、事業のフローチャートとか、実施体制、そういったものについてお示しをしているところでございます。

７．についても、共通でございますので、割愛をさせていただきます。

以下、共通事項としてございますので、割愛させていただきます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○稲生主査　ありがとうございました。

それでは、ただいま御説明いただきました実施要項（案）について、御質問・御意見のある委員は、御発言をお願いしたいと存じますが、皆様いかがでしょうか。

○石田専門委員　実施要項の６ページですが、基礎点が50点です。ただし、その１つでも満たしていない場合は失格とするとなっています。そうであるならば、基礎点の50点はなくても良いのではと思いますが。ただ、価格と２：１にしたいのですね。

○坂本室長　はい。

○石田専門委員　そうであれば、加点項目150で、入札価格を75にすれば、２：１になると思いますが。

それから、この事業は１者応札がずっと続いていたので、民間競争入札になったのですね。

○坂本室長　はい。
○石田専門委員　今までは、実績が必須だったのを外されたと伺いましたが。
○坂本室長　実績が必須だったものを、一つの評価の。ですから、ワンノブゼムという形にさせていただいたということでございます。
○石田専門委員　もう一歩二歩、競争がかかるような形での譲歩というか、緩めることはできないのですか。
　例えば、今回、基礎点は50点だけれども、全部でなくても、例えば46点以上だったら可として、あとは、加点と総合点で見るとか、そういうことはできないのですか。
○坂本室長　基礎点は、冒頭おっしゃられたように、なくても良いのではないかと。いわゆる１つでもだめなら失格ということであれば、点数から外すべきではないかというようなことで、やはり基本的な条件の部分ですので、ここは維持させていただければと考えております。
○石田専門委員　２点のものを、これは多分基礎点になった時に、「ここが欠けていますよ」と指摘すれば、「ただ、あなたは創造性もあるし、新規性に富んでいるから、総合的には落としたけれども、ここの基礎点の欠けている部分については、十分注意してくださいね」と指摘すれば、足りるような気がするのです。10点も基礎点が下がっていたら駄目だけれども、２点くらいだったら良いのではないかというように。注意すれば直るような所だと思うのですが。
○坂本室長　そうですね。少し検討いたします。
○石田専門委員　言えば、きっと直りますよね。
○坂本室長　あとは、実績の話でございますけれども、今までは、いわゆる漂着ごみとか海ごみの調査について実績のある者とか、もしくは複数県において実績のある者とか、そういう形で縛りをかけていたのですけれども、今回は、漂着ごみに限らず、類似の海洋調査も含めまして､そういったことをやったことのある事業者という形にしておりますので、相当緩めてはおります。ただ、海洋調査の部分については、やはり担保していただかないと、海が相手でございますから、陸上調査だけというのでは、私どもとしてもちょっと困るのかなと思っております。
○石田専門委員　加点で15点と15点で合計30点なので、実績がある事業者は有利ですね。
○坂本室長　そうですね。だから、それは海洋調査ということでございます。
○石田専門委員　それはそれで結構だと思います。
　もう一つ、とても気になったのは、定点観測というお話なので、ずっと同じ所ですね。
○坂本室長　同じところです。
○石田専門委員　同じ所が大事ということであれば、同時期は少しきつくないですか。
○坂本室長　必ずしも同時期にはやっておりません。
○石田専門委員　しかし、ほぼ同時期ですね。
○坂本室長　ほぼ同時期です。

○石田専門委員　繁忙期となると書いてあるので、新規で参入する時に、７か所ほぼ同時期だと、非常に大変な気がするのです。
○坂本室長　そこについては、実は、これを長年やってきておりまして、地域の自治体とか事業者の方々とある意味連携ができております。実際にはその方々に手伝っていただいて、アルバイトみたいな形ですけれども、また、ボランティアもあるのですが、そうして集めていただくと。集めていただいたものを、その事業者の方で分類し、記録にとどめるというようなことをやっておりますので、私どもとしては、そういった今までやってきた調査の中で、構築してきた人の輪、地域地域によって、そういったものについては私どもの方できちんと手当てさせていただいて、そして、事業者の方に御紹介申し上げて、スムーズに進むようにしたいと思っております。
○石田専門委員　例えば、今、地域の方が、大体いつも８月の第何週はこれだからというのでずらすのは難しいということもあるかとは思うのですが、７か所をほとんど同時ではなくて、４か所と３か所で少し季節をずらすことができれば、参入してくる事業者が増えるではないかと思うのですが、そういうことはあまり関係ないのですか。
○坂本室長　そうですね。ほぼ同時期ということが余りよくなかったかもしれませんけれども、ごみのたまる時期は、多い時期と少ない時期がありまして、できる限り多い時期に集めていただきたいという思いがあります。具体的には、秋の終わりから冬にかけてということになってくるのですけれども、ただ、地域によって多少ばらつきがございますので、そこについては、今まさしく御指摘いただいたように、例えば、９月の中旬にみんなやれとかそういう話ではなくて、多少１か月ぐらいずれるという話はあろうかと当然思いますので、説明の時に、そこについては注意していきたいと思います。
○稲生主査　ありがとうございます。
　確認ですけれども、基礎点をなくすかどうか、これは御判断だと思います。つまり、純粋な基礎点なのか、あるいは、必須項目の点数なのかによって、多分考え方が大分違っていて、必須項目であれば、１点でも欠ければ、やはりその事業者はまずいということになると思いますので、そこは少し考え方を整理いただいて、必須項目なのか、あるいは単なる基礎点なのかということで、その辺の整理を、お願いしたいと思います。
○坂本室長　私どもが思っていたのは、必須点だというふうに思ってきょうはお持ちしたのですけれども、御指摘もいただきましたし、もう一度頭を整理してみたいと思っております。
○稲生主査　わかりました。
　私からは、サービスの質の水準についてです。要項（案）の４ページ目が少し気にかかっていて、要は、３ページの１．の（２）で業務の概要があって、全部で３、４ページに行って２つありますから、全部で５本の柱があります。そうすると、質の設定はそれぞれ対応して考えていった方が良いではないかと思います。ただ、少し難しくなっていて、例えば、３ページの（２）の「本業務の概要」の最初の●の「漂着ごみに係る調査」となっ

ています。これはどのような調査だという仕様は、後ろの方にあるわけですね。
○坂本室長　後ろにございます。
○稲生主査　そうすると、この仕事の質をどう測るかというのを、何かうまい基準があればと思います。例えば、全箇所で調査が行われているかとか、あるいは、適切な内容になっているかとか、そのような項目を立てていった方が良いのではないかなと思います。それで、もちろんアンケートで評価すべきところはアンケートで補うなど。ですから、（２）の「本業務の概要」と（３）の質の評価というか、その対応はできるような形で整理をもう一度いただいた方が良いのではないのかというのがあります。
○坂本室長　ちょっと大雑把過ぎたというようなことですか。
○稲生主査　大雑把というか、つまり、参考になったかどうかということで、その調査の質とか本当に評価できるのかですね。つまり、正確か正確じゃないかという部分もあるかもしれないし、あと、中身として参考になったかどうか。しかも、本当は参考となったかとあるのですが、仕様に関しては、全部環境省が決めているわけですね。
○坂本室長　はい。
○稲生主査　だから、そのとおりに達成されているのであれば、参考になるかというと、また別の話とも思えてしまうのですね。そもそもの調査依頼の内容自体が良かったかということにもなりまして。つまり、事業者の方で多少創意工夫があるのであれば、参考になったかどうかという評価でも良いような気がするのですが､少しそこが気になっています。
　ですから、例えばアンケートで聞く内容として、１つの案ですが、検討会の運営というのがあります。そうすると、一番ざっくりとした質問としては、検討会の運営が適切であったかとかですね。これを来場した方にアンケートをとれば、それはまさしく事業者のある意味では運営の良し悪しなのかなという。段取りとか会場の広さとか、何かそのようなことが出てくるのではと思っています。これは事務局ともちょっと相談して、アンケートはアンケートで結構ですが、果たして、これが業務の評価になっているのか、というところがあります。
○坂本室長　私どもといたしましては、この調査を何のためにやっているかと申し上げますと、実際にそれぞれの現場で回収・処理なさっておられるのは都道府県の方で、市町村の方であるということですので、できる限り彼らが使えるような、実際に現場で業務を行うに当たって改善するとか、そういったものに役立っていただくための資料としております。ですから、解析の手法も含めて、もとのデータも基本的には、例えば漂着ごみの現状の調査であれば、都道府県の方で回収・処理していただいたもの、市町村で回収・処理していただいたもののデータを頂戴して、私どもで解析をして、それぞれの都道府県なり市町村で、どの程度のごみが全体の海岸であるのかというようなことについて計算させていただいてお返しするということで、それが彼らの実感と異なっていると、それはやはりよくないだろうと。
　そういったこともありまして、その結果を見ていただいて、それを踏まえた形で、使え

るか使えないかというものを言っていただきたいなと思ったものですから、こういう形にしてはいるのですけれども、今おっしゃられたように、それぞれの項目ごとに評価をいただくのが適当ではないかというのは、私も今反省を含めて少し考えてみたいなと思っております。
○稲生主査　事業者の仕事のしぶりとか、それが評価の対象になっていきますので、ですから、調査の中身を変えるというのは、ある意味では今後の話になりまして。ですから、ちょっとそこがずれてしまうと、事業者にとっては不幸な。
○坂本室長　事業者の評価をするということですね。
○稲生主査　ということですね。それがまさにサービスの質の話になってきますので、ちょっとそこは区分けをしていただいて､たくさんの項目を聞けということではないのです。
○坂本室長　はい。それは、それぞれの調査幾つか分かれているから、それについて評価が必要だということですね。
○稲生主査　それで、アンケートすべきところがもしあれば、さっき言ったような検討会みたいなところは、多分これは来場者の方に意見を聞く。それはまさに事業者のやり方が良いとか悪いとかという評価だと思いますので、そんなふうにちょっと整理をいただければと思います。
○坂本室長　かしこまりました。
○稲生主査　この他、いかがでしょうか。
○石村専門委員　石田委員とちょっと重なるところがあるのですが、35ページの加点の評価欄ですけれども、先ほどお話を聞いて、実績があるかないかということで、類似の調査をしたことがあれば、それは実績があると見做すというお話だったのですが、参考資料として、過去の５年間の実施の事業者が書いてあるのですが、５年間とも日本エヌ・ユー・エスで、それ以外に、説明に参加したりとか、応札したのは中外テクノスだけのようですが、この会社は他の調査があるのですか。お聞きしたいのは、類似のものでも良いとおっしゃったのですけれども、過去なかったら、これは、また、１者しか結局応札しないという形になるのではないかと思うのです。
○坂本室長　実は、これは相当縛りがきつくて、過去に海ごみの調査を行ったことがあるところとか､しかも､複数の都道府県で行ったことがあるかということにしておりました。そうすると､海ごみの調査自体がそんなに新しい調査ではないということもございまして、ある程度該当する事業者が限られていたというのは事実でございます。
　今回は海洋調査という形にさせていただいておりますので、海洋調査を行う会社は、日本全国70社ほどございます。むしろ、私どもといたしましては、今回これを契機として、そういった会社の団体もありますので、そういったところにお声がけさせていただいて、皆さんにこういった調査があることをちょっと広めていただけませんかというようなところで、そして、今までは、実績をいわゆるごみの調査に限っていた。そうでなくて、類似の海洋調査をやっておられれば、いろいろな水質調査などを行っている会社はたくさんご

ざいますので、そういったところでも手を挙げていただけませんかというお話もしていこうと思っております。

実は、さすがに昨年もちょっとまずいなと思いまして、何社かには私どもから相談をして、説明会ぐらいに参加していただけませんかというお話をしていたのですが、やはり枠がちょっと厳し過ぎるというのも皆さん御承知なものですから、なかなか参加いただけなかったということもございますので、今回は、制限を非常に緩和しましたので、そういったところでもう一度お声がけしていければなと思っております。

○石村専門委員　一番気になったのは、150点中、実績点というのが30点ある。だから、ないと、もう最初から勝負が決まってしまうという話になります。今のお話だと、調べたところによれば70社はあるから、その70社であれば、150点中30点という加点をしたとしても大丈夫だというお考えでよろしいのですね。

○坂本室長　そう思っております。海洋調査ということあれば、少なくとも候補は70社ぐらいございますので、ですから、それが例えば水質の調査であるのか、水温の調査であるのか、生物の調査であるのかということを問わず、それは海洋調査という意味では同じでございますから、同じ評価にさせていただこうと思っております。

○石村専門委員　基本的には、この30点というその比重は、恐らく参入障壁みたいな形にはならないのですか。

○坂本室長　陸上しかやったことない事業者には、正直、一つのハードルになろうかと思っております。

○石村専門委員　わかりました。

もしも、来年も１者入札とかいう話になったら、そこも考えていただければと思います。つまり、最初から、５分の１になる加点の部分で勝負にならないという話になると、多分、参加はしにくいのではないかという話にもなるかとも思ったので。

あと、もう一点、これも主査からお話があったアンケートですけれども、もうちょっと細かく分けたらということ。それから、もう一つ、これは参考にということで付けた30ページ目の一番最後に、「本調査の改善に向けて、ご意見やご要望があればご記入ください」ということで、空欄でたくさん書いていただけるようにという配慮ですけれども、私、民間の事業者から、アンケート調査に関していろいろお話を聞くことがあるのですけれども、実は、こういう大きな空欄は書かせないようにしている。それはなぜかというと、このように大きいと、何を書いて良いかわからないから、ほとんどみんな書いていかないと。どういう形にするかというと、３つないし４つぐらいに項目を分けて、それで、空欄を設けて、その後でどういうことをするかというと、その書いていただいた文章をつなげて、お客様の声みたいな形でウェブで紹介すると、要は、次の集客なりに使えるのですよみたいなことをお聞きしたことがあるのですね。

だから、もし本当に記入してもらいたい、あるいは要望を吸い上げたいというお気持ちがあるのであれば、逆に、ここも３つないし４つぐらいに質問項目を分けて書いていただ

いた方が、恐らくは実際に、その要望の声として一つの文章にするなりされた方が、多分参考資料として、次の競争入札に生かせるのではないかなというふうには思います。
○坂本室長　わかりました。少し工夫をしてみます。
　実は、都道府県の方々がアンケートの対象でございまして、都道府県の方々は、皆さん結構お書きになるのですよ。自由記入のところに結構辛辣なこともお書きになりますし。ですから、余り気にはしていなかったのですけれども、今のお話は、私どもも参考になりますので、少し項目を分けてお伺いして、それぞれの項目で、更に詳しい御意見が出れば、よけい改善にも結びつきますので、少し検討させていただければと思います。
○石村専門委員　よろしくお願いします。
○石田専門委員　７か所にこだわるのですが、沖縄から石川県までですね。これは、入札を一つずつ、あるいは２つセットでというふうに分けたらだめなのですか。１者で７か所をやらせた方が、規模の利益があるのですか。それとも、逆に、いろいろな事業者にやらせた方が、中で競争が働くのか、その質の面で。
○坂本室長　フィールド調査ですので、できる限り同じ事業者がやった方が、データとしては均一になりますので、そこはそのようにさせていただければと思うのです。
○石田専門委員　同質性が重要なのですね。しかし、評価項目の中に新規性とか創造性があるので試しに複数事業者に同時にやってもらうことはできないのでしょうか。今回、たくさん応札者が来れば良いのですが、そうでない時には、内部でも少し競争をさせた方が良いということはないのでしょうか。この業務について評価をする時に、例えば７者ではなくても、３者ぐらいが入って業務を行えば、お互いにやっていることが見えるじゃないですか。その業務の評価をした時に、こっちの方が良いから、じゃ頑張ろうとか、もうちょっとこういうふうに創意工夫をしないといけないというような１年の中での質の競争みたいなものが働くということはないのでしょうか。調査だから、均質性の方が大事ですか。でも、定点観測ですね。
○坂本室長　異なる事業者がやりますと、それぞれのデータを評価する時にバイアスがかかってきますので、同じ事業者のバイアスはバイアスで整理できるのですけれども、異なりますと。ですから、それは私ども毎年やっていただく中で、この事業者の調査について、精度が悪いとか、やり方がいまひとつだなと思えば、そこについて私どもから、次年度の仕様書の中で、更に詳しく指定していくというような形の改善をさせていただければと思っております。データの同質性だけは確保させていただければなと思っております。誠に申しわけございません。
○石田専門委員　はい。とんでもありません。
○稲生主査　今のところはやはり大事なところではありますので、同質性ということを言ってしまうと、確かにいろいろな事業者に分かれるのは厳しい面もあろうかと思うのですが、その辺については、パブリックコメントもこれからありますので、そこでいろいろ御意見が出てくれば、そこで聞いて、また、入札いただいて、相変わらず１者ということで

あれば、同質性もあるかもしれませんが、少し競争性を発揮していただかないといけない部分も出てくるかもしれません。ですから、それはいろいろと我々と対話しながら、次の策を練ることもあるというように今の段階で考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。
○坂本室長　私どもも１者入札はまずいと思っております。
○清水専門委員　今の同質性の話ですけれども、そうすると、１者でずっと長く継続すると、同質性は担保できるような気もするのですが、替わるとどうなのですか。
○坂本室長　それはおっしゃるとおりなのですけれども、ただ、こういった事業でございますし、競争性というのも担保していかなければいかんので、本当はデータだけを考えますと、同じ人間が長年やるのが一番良いわけですが、ただ、そこは私どもは割り切っております。
○清水専門委員　ある程度割り切ってもらわないと、競争性の担保はできないのでね。そういう意味でいくと、同じ年度で分けるという方法も一つの方法かなとも思うのです。
　参考までに、もう一つ教えて欲しいのですが、実施期間が６か月ぐらいありますね。これは毎年同じ時期にやるのですか。その質が、どの時期にやるかによって中身が変わるとかはないのですか。例えば冬にやるのと、夏に近い時期にやるのでは。
○坂本室長　ベストなものは、同じ時期にやっていただきたいというのが、ごみの中の組成ですね。どんなものが混じっているかとか、それから、ボリュームとしてどの程度たまっているかというのを各年で比較するためには、やはり同じ時期でやらないといかんと思っております。
○清水専門委員　一方に競争性の問題があるのですが、広い範疇というか、期間をとった方が、競争性は確保できる可能性もあるのですが、質そのものを同質に時系列的にとっていくということになると、半年間という期間で、どこでやっても良いのだったら、これは少し都合が悪いのではないかなという気もします。
○坂本室長　いや、どこでやっても良いということにはならないです。
○清水専門委員　ということは、この半年間の中のどの月とかというのを。
○坂本室長　話し合う形になります。
○清水専門委員　大体毎年同じような時期にやるということなのですね。
○坂本室長　最もたくさん集まる時期というふうに考えておりまして。
○清水専門委員　それは何月ぐらいですか。
○坂本室長　11月から２月ぐらいの間が一番集まるだろうと。北西の季節風が吹いてまいりますので、そういった時に集まりやすいので、その時にやっていただこうかと思っております。
　区間についても、毎年定点というのは、実は、浜辺のここからここは手をつけないでくださいと地元の方にお願いして、それで、そこだけはごみ掃除もしないでじっと置いているというような形になっているのです。ですから、その場所を決め、手をつけない。そし

て、ある時期にやるということで、連続性を保っております。
○清水専門委員　わかりました。
○石田専門委員　同質性の担保ですけれども、仕様書ではいけないのでしょうか。やはり同じ事業者でやった方が良いというのは、それはそうかもしれないけれども、仕様書できっちり決めれば、同質性は担保できないのですか。
○坂本室長　事業者によって癖があります。
○石田専門委員　でも、海に漂着しているものを集めてきて、それをカウントといいますか、分類別けするのに、そんなに何か変わるのかという気がするのです。何か成分分析などではないですね。これはごみの分類ですね。
○坂本室長　成分分析もやるのですけれども、泥質とか、水質とか、生物の有害物質の含有とかやります。そこは、その年度年度は同じ事業者でやらせていただいて、そして、それが更に改善の余地があれば、仕様書の中に書き加えていって、更にスピードアップしていただくことは考えております。同じ年度では、同じ事業者にやらせていただければと思います。
○稲生主査　よろしいでしょうか。
　それでは、時間となりましたので、「漂着ごみ対策総合検討業務」の実施要項（案）についての審議は、これまでとさせていただきたいと思います。
　事務局から確認すべき事柄がございますか。
○事務局　今、委員の皆様からさまざま御意見をいただいた点を、環境省と調整いたしまして、改めて、委員の皆様に御報告申し上げたいと思います。
○稲生主査　それから、案の公表と意見募集の実施等についてですけれども、パブリックコメントはいつからいつまででしょうか。
○事務局　パブリックコメントは、委員の方々の御了解を得てからまもなく始めさせていただければと思います。
○稲生主査　わかりました。
　それでは、本実施要項（案）につきましては、今後実施される予定の意見募集の結果を後日入札監理小委員会で確認した上で議了とする方向で調整を進めたいと思います。
　環境省におかれましては、本日の審議や今後実施していただく予定の実施要項（案）に対する意見募集の結果を踏まえて、引き続き御検討いただきますようお願いいたします。
　また、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事柄がございましたら、事務局にお寄せください。事務局において整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付していただきます。
　本日は、どうもありがとうございました。